



久住山（大分森林管理署）

地域管理経営計画の策定等について

R3年度
有識者懇談会

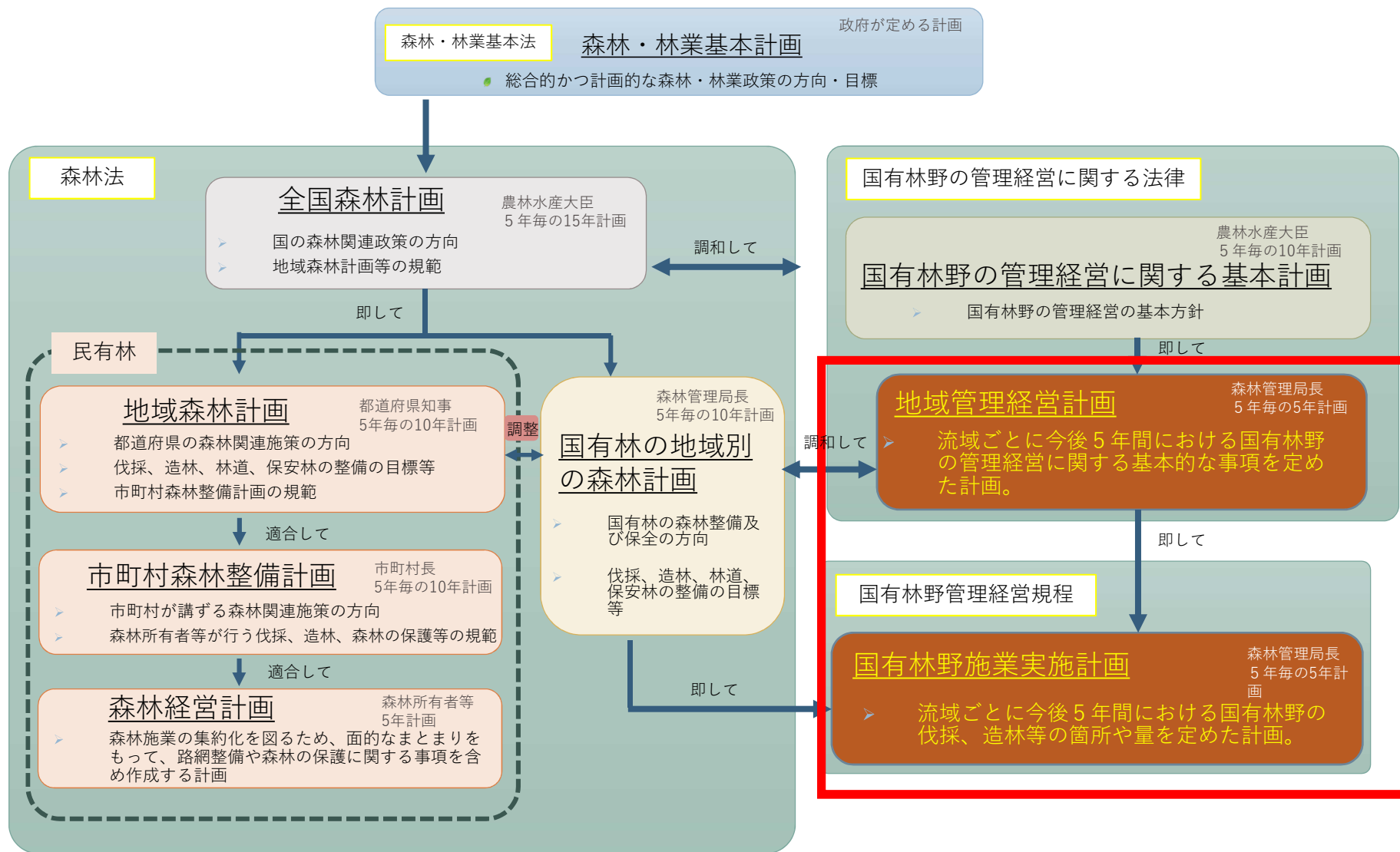


国民の森林・国有林

林野庁 九州森林管理局

令和4年2月28日

1	森林計画制度の概要	
	(1) 森林計画の体系	2
	(2) 地域管理経営計画の構成	3
2	策定する森林計画区の概要	
	(1) 令和3年度に策定、変更する森林計画区	4
	(2) 各森林計画区の概況	5
3	地域管理経営計画等の概要	1 1
4	変更計画	
	(1) 伐採量等の変更、林道の開設等	2 3
	(2) 保護林の新設・地帯区分の設定等	2 4
	(3) 樹木採取区の指定・治山事業の変更	2 5
	(4) 管理経営の指針の変更	2 6
5	参考	
	九州管内の森林計画と樹立年度	2 7



国有林野の管理経営に関する基本計画

- ① 公益重視の管理経営の一層推進
- ② 林業の成長産業化への貢献等
- ③ 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

3つの基本方針に即して策定

地域管理経営計画

1. 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
2. 国有林野の維持及び保存に関する事項
3. 林産物の供給に関する事項
4. 国有林野の活用に関する事項
5. 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項
6. 国民の参加による森林の整備に関する事項
7. その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

策定

遠賀川、五島壱岐、大分中部、
一ツ瀬川、奄美大島

変更

白川・菊池川、緑川、球磨川、五ヶ瀬川、
広渡川、北薩、南薩

【計画策定のプロセス】

署長の
意見

- 関係県、関係市町村、地元関係者の動向を把握した上で意見を作成

公告
縦覧

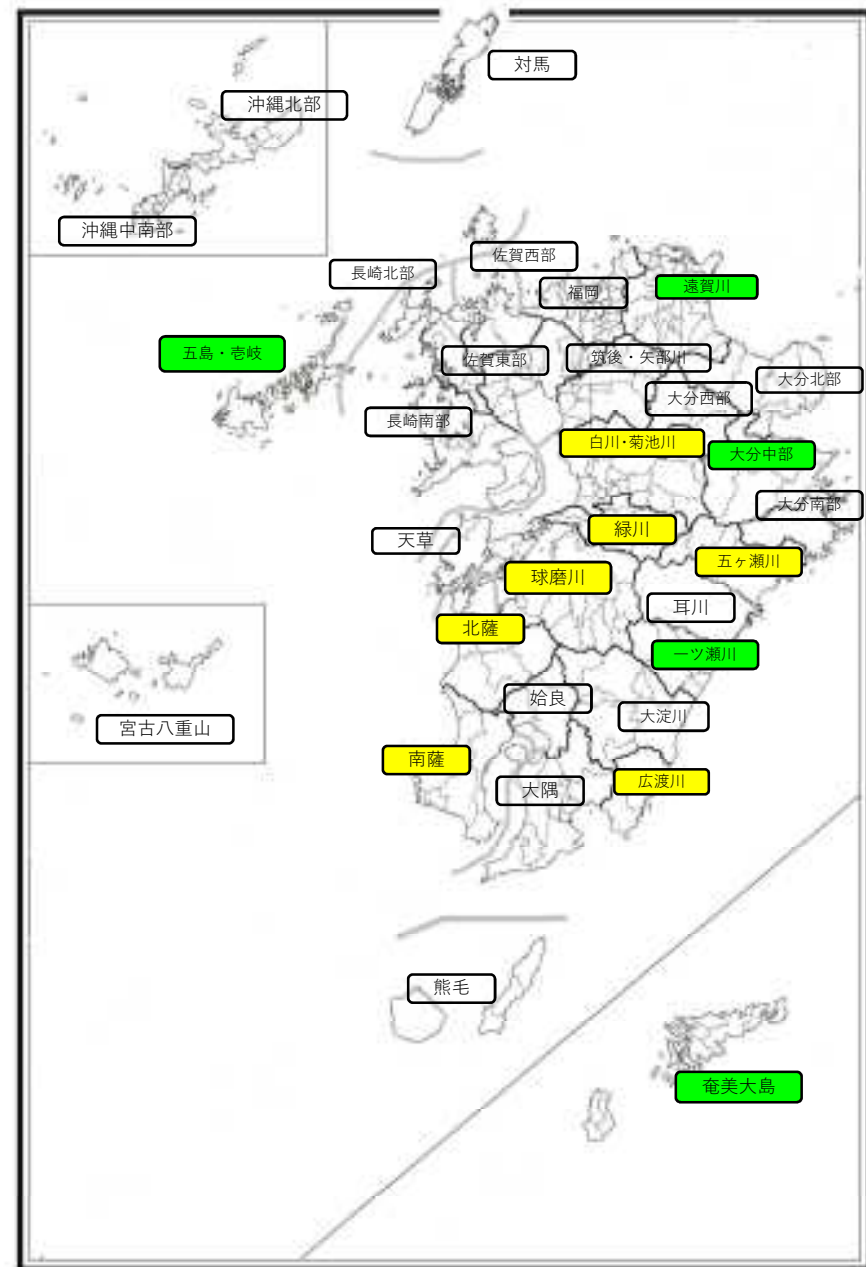
- 令和4年1月7日～令和4年2月7日まで公告縦覧※

意見
聴取

- 計画書の案（公告縦覧で意見の申立てがあった場合、その要旨及び処理案を含む）に関し、関係県知事、関係市町村長※及び学識経験者から意見聴取

計画の発効(令和4年4月1日)

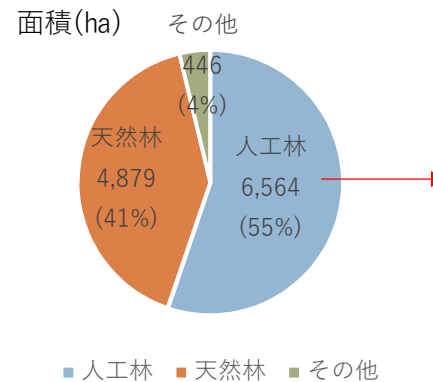
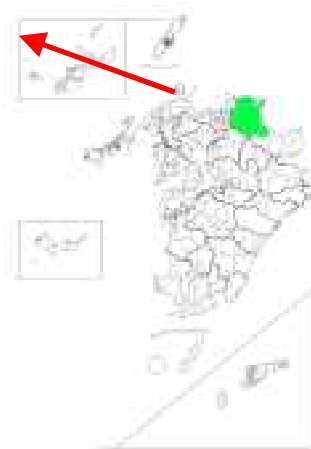
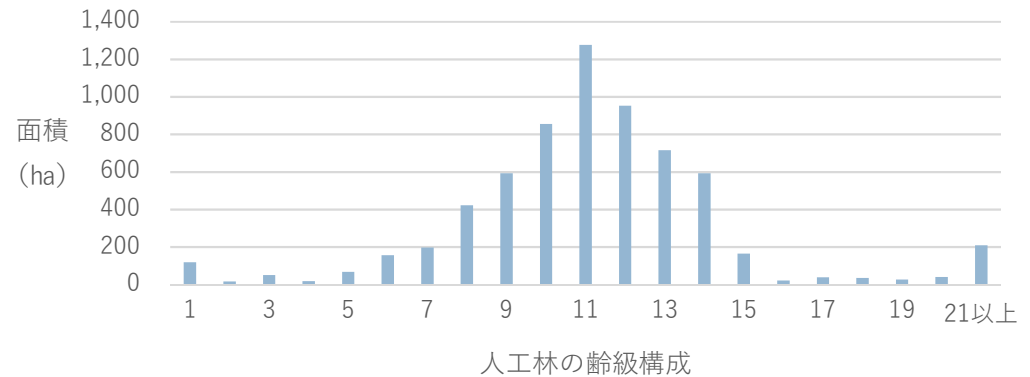
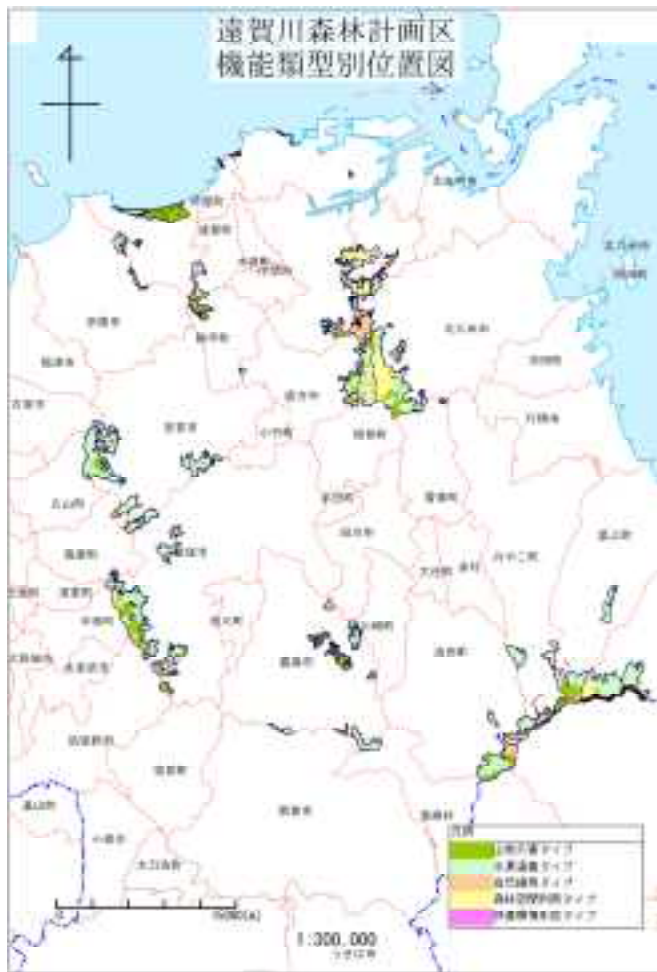
※ 公告縦覧並びに関係県知事及び関係市町村長からの意見聴取を行った結果、意見の申し立てはなかった。



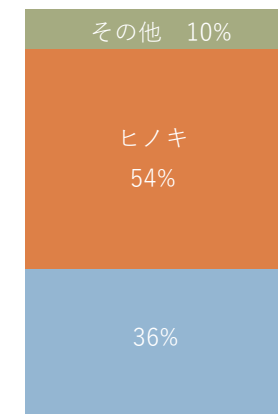
2. 策定計画

① 遠賀川森林計画区の概況

- ◆ 福岡県北東部に位置する国有林野 11,889 ha（森林計画区内の森林面積の 11%）。
- ◆ 人工林が 55%、天然林が 41% となっており、主な樹種は針葉樹ヒノキ、スギ、広葉樹シイ類、カシ類など。
- ◆ 95% が水源かん養保安林等の保安林に指定されており、下流域の水がめとして重要な役割を担っているほか、優れた森林景観に恵まれており、登山など森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用。

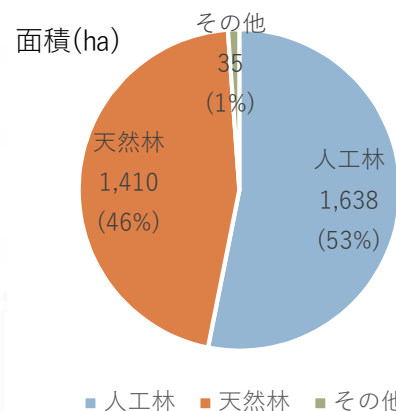
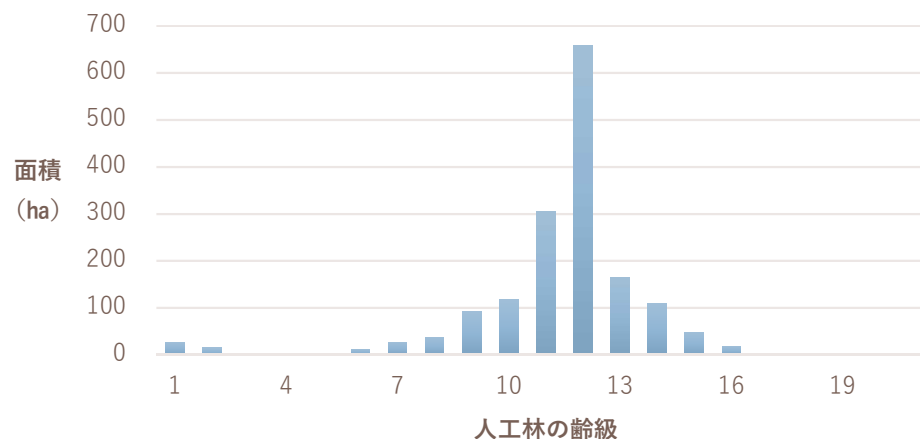
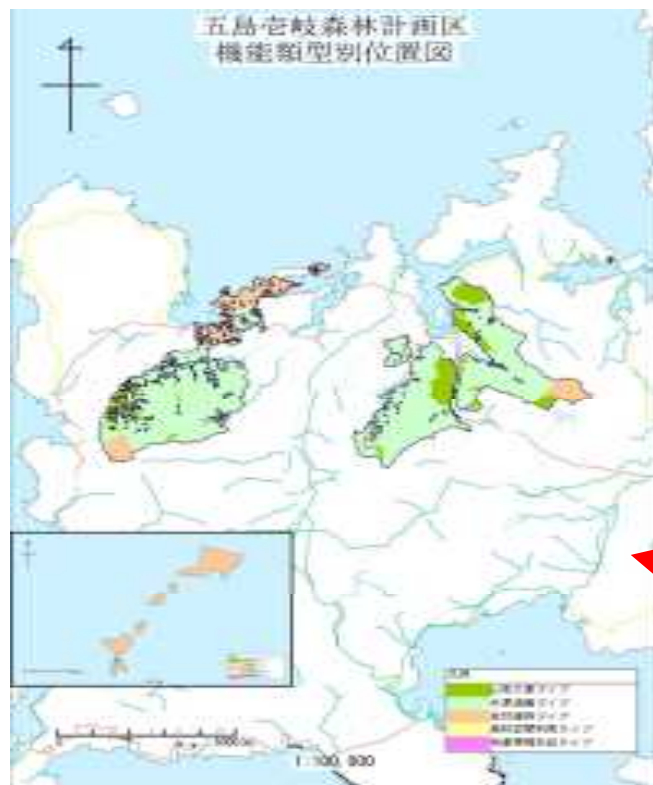


人工林の樹種構成比(蓄積)

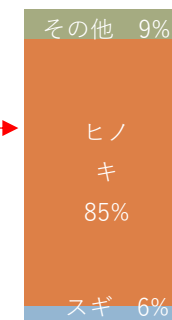


② 五島老岐森林計画区の概況

- ◆ 長崎県西部に位置する国有林野3,083ha（森林計画区内の森林面積の6%）
- ◆ 人工林が53%、天然林が46%となっており、主な樹種は、針葉樹ヒノキ、スギ、広葉樹カシ類、クヌギなど。
- ◆ 94%が水源かん養保安林等の保安林に指定されており、五島市の水がめとなっており重要な役割を担っているほか、一部が西海国立公園に指定されており、優れた自然景観を有している。
- ◆ 男女群島に自生しているアコウ等の亜熱帯性植物は天然記念物に指定されており、自然環境の保全・形成に重要な役割。

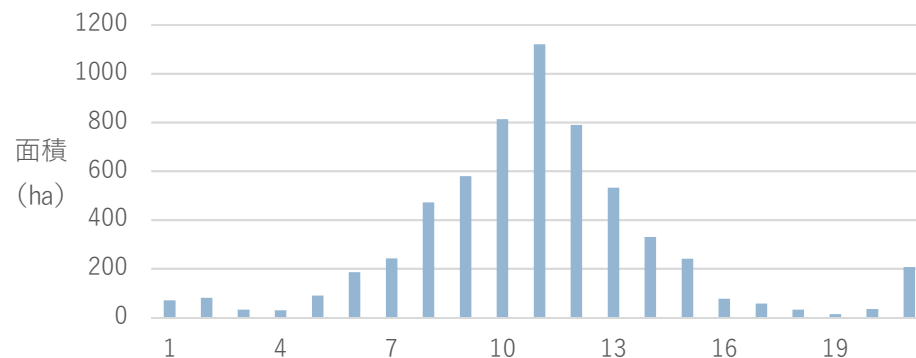


人工林の樹種構成比(蓄積)

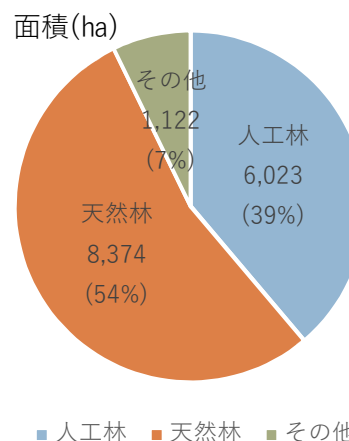


③ 大分中部森林計画区の概況

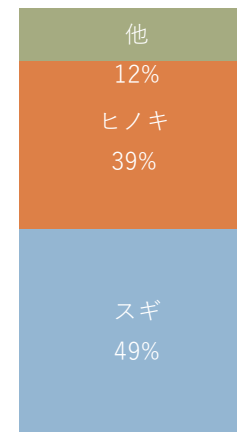
- ◆ 大分県中部に位置する国有林野15,520ha（森林計画区内の森林面積の10%）。
- ◆ 人工林が39%、天然林が54%となっており、主な樹種は、針葉樹スギ、ヒノキ、広葉樹ブナ、ナラ類など。
- ◆ 89%が水源かん養保安林に指定されており、下流域の水がめとして重要な役割を担っている。
- ◆ 阿蘇くじゅう国立公園、祖母傾国定公園に指定され、優れた森林景観に恵まれており、登山など森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用。



人工林の齢級構成

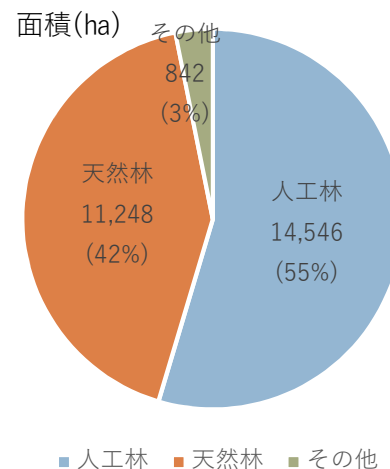
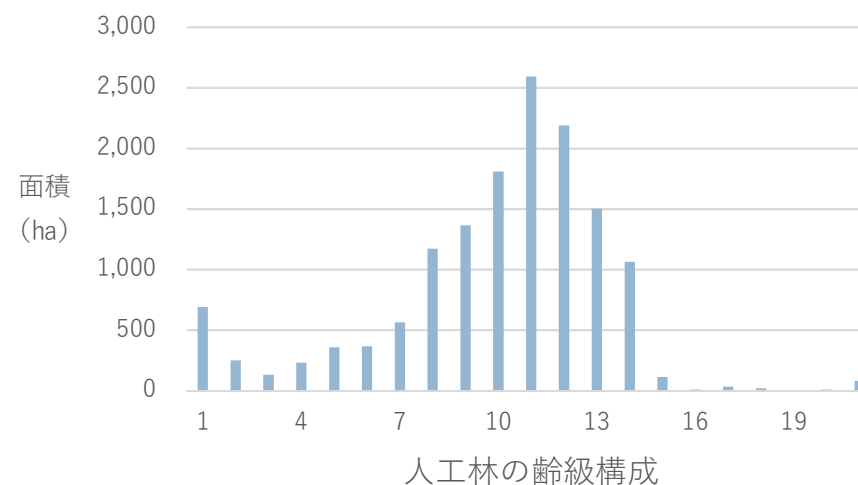
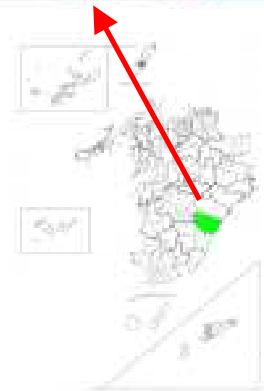
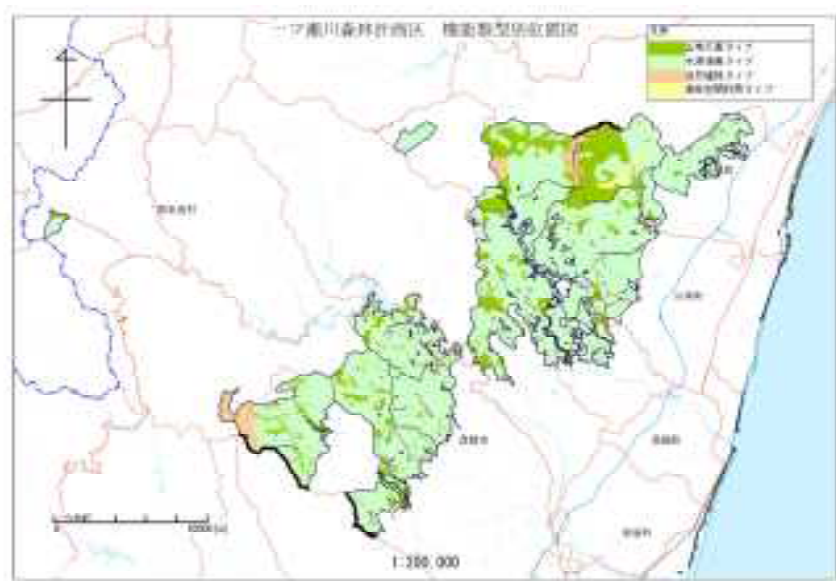


人工林の樹種構成比(蓄積)

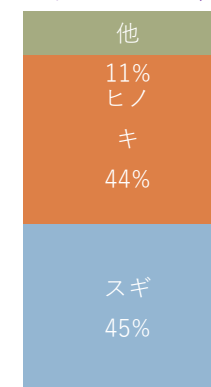


④ 一ツ瀬川森林計画区の概況

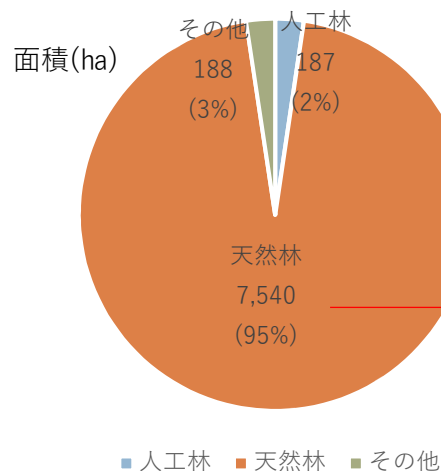
- ◆ 宮崎県中部に位置する国有林野26,635ha（森林計画区内の森林面積の32%）。
- ◆ 人工林が55%、天然林が42%となっており、主な樹種は、針葉樹スギ、ヒノキ、広葉樹シイ類、カシ類など。
- ◆ 97%が水源かん養保安林等の保安林に指定されており、下流域の水がめとして重要な役割を担っているほか、脊梁部は掃部岳生物群集保護林、尾鈴コウヤマキ希少個体群保護林等に設定しており、尾鈴山系一帯は尾鈴県立自然公園に指定されているなど、自然環境の保存・形成に重要な役割。



人工林の樹種構成比(蓄積)



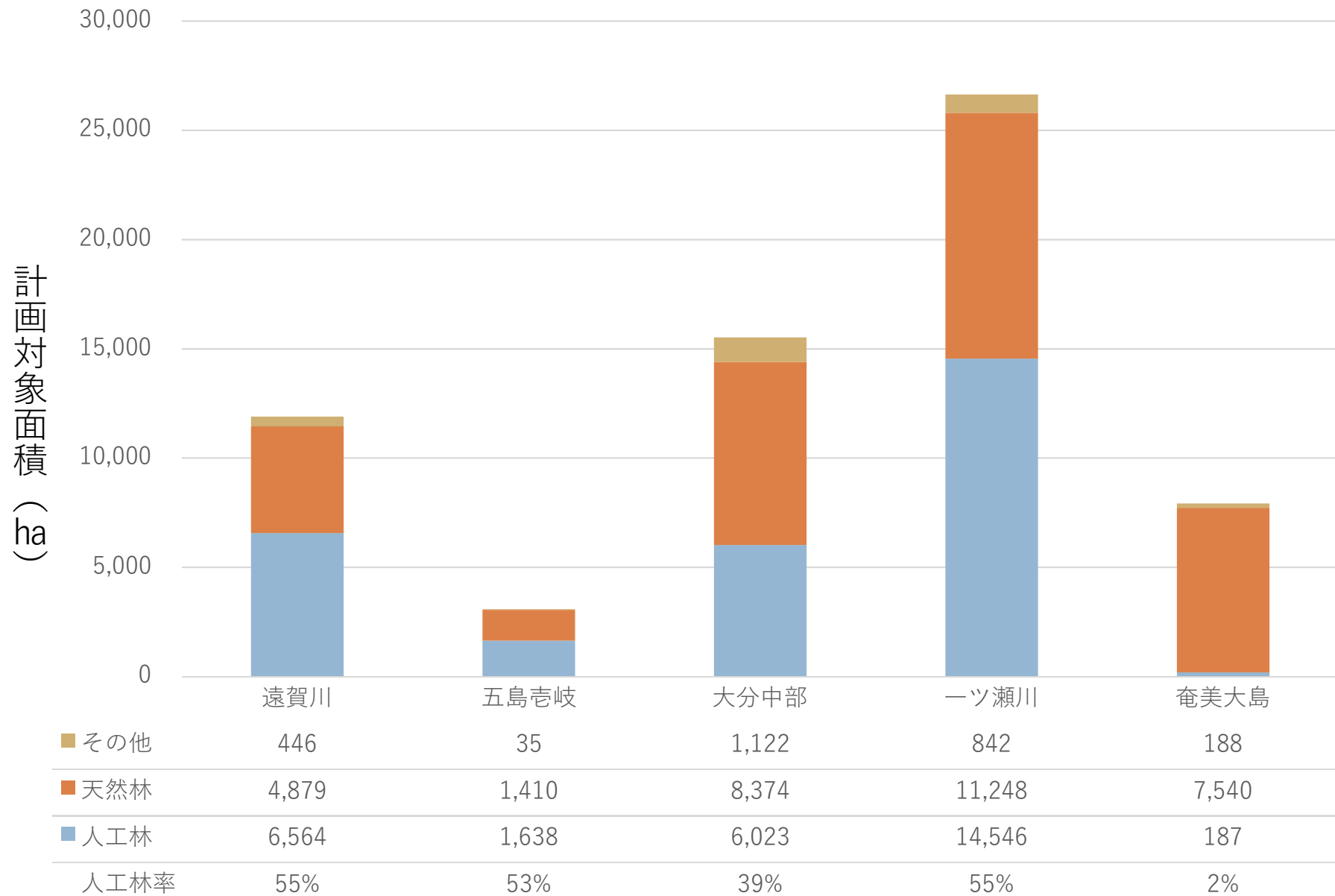
- ◆ 鹿児島県の奄美大島、加計呂麻島などで構成する奄美群島に位置する国有林野7,914 ha（森林計画区内の森林面積の10%）。
- ◆ 人工林が2%、天然林が95%となっており、主な樹種は、針葉樹スギ、広葉樹シイ、カシ類など。
- ◆ 97%が水源かん養保安林等の保安林に指定されており、下流域の水がめとしての重要な役割を担っている。
- ◆ 大部分がスタジイやイジュなどの亜熱帯常緑広葉樹が生育する天然林である。
- ◆ 国の特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなどの独特な生物多様性が成立する貴重な生態系となっており、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界遺産一覧表に記載された。



保護林	面積
奄美群島森林生態系保護地域	4,820 ha
アマミノクロウサギ希少個体群保護林	1,334 ha



奄美群島森林生態系保護地域



1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献する。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、5つの機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

① 山地災害防止タイプ

(土砂流出・崩壊防備エリア)

- ◆ 山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 根系が発達し、落葉層を保持し、下層植生の発達が良好で、必要に応じて治山施設等が整備されている森林を目標

(気象害防備エリア)

- ◆ 風害、飛砂、潮害等の気象害による環境悪化の防備に係る機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い樹種によって構成される森林を目標

② 自然維持タイプ

- ◆ 属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生息・生育に適した森林を目標



景観に配慮した治山ダム
(五島竜岐)

（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項（続き）

③ 森林空間利用タイプ

- ◆ 保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 優れた自然美、歴史的風致などを構成する森林など多様な森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林を目標

④ 快適環境利用タイプ

- ◆ 騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 大気汚染に対する抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林を目標

⑤ 水源涵養タイプ

- ◆ 水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 根系や下層植生が発達し、諸被害に強い森林を目標
- ◆ 人工林の間伐や伐期の長期化、育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

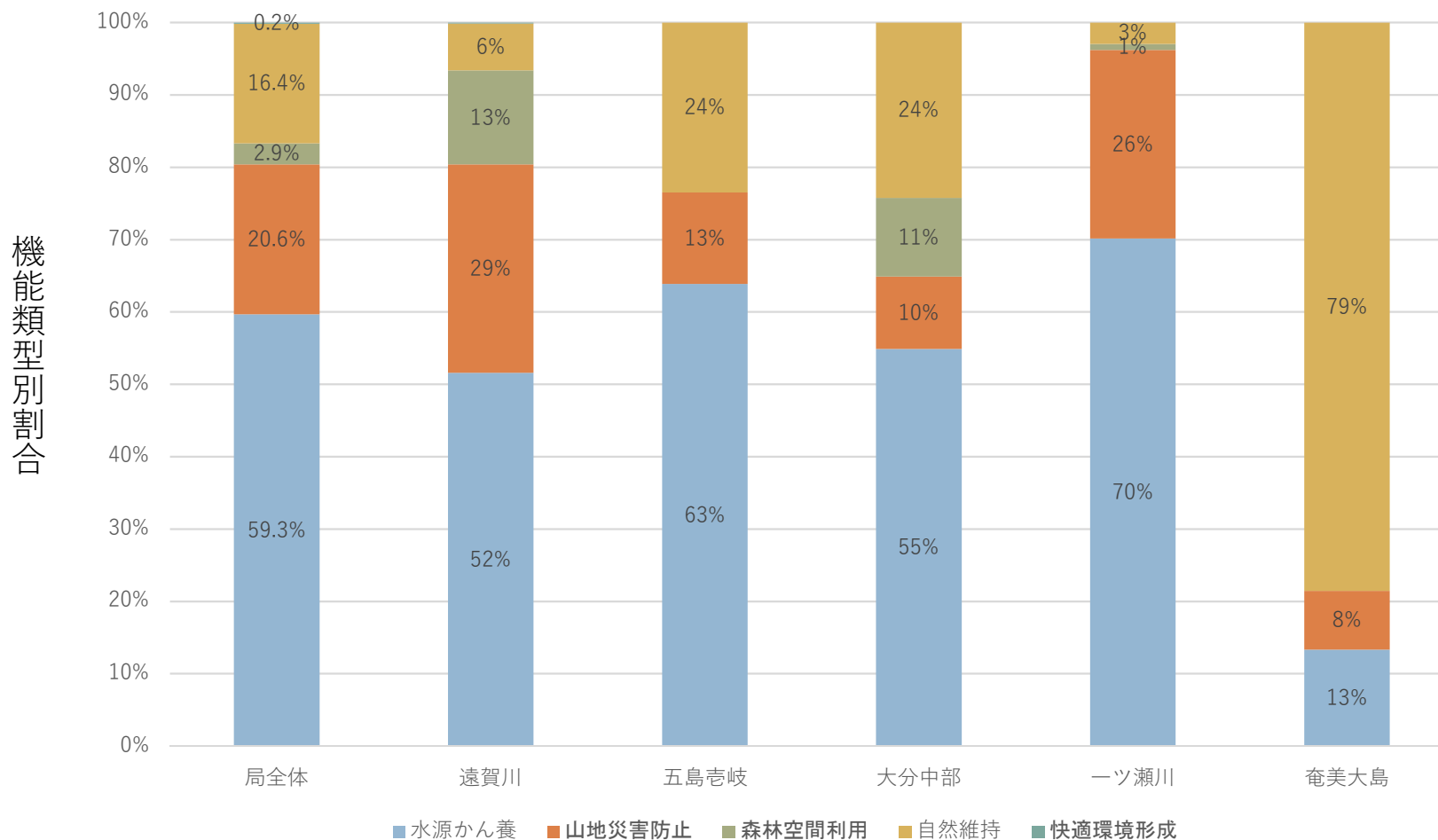


育成複層林（一ツ瀬川）

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項（続き）

（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項（続き）

策定する森林計画ごとの機能類型別割合



1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項（続き）

（3）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

- ◆ 県・市町村等と密接な連携を図りつつ、林業の成長産業化に向けた技術開発・実証と普及など、組織・技術力・資源を活用して、民有林経営の支援に取り組む。



民有林関係者との現地検討会（大分中部）



関係自治体との現地検討会（五島壱岐）

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項（続き）

（4）主要事業の実施に関する事項等

- ◆ 国土の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐を積極的に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化など、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら、多様で健全な森林づくりに取り組む。
- ◆ 伐採造林一貫作業システムの実施など、造林・育林作業の低コスト化に取り組む。
- ◆ 林道等の路網は、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、自然・社会的条件を考慮しつつ計画的に整備する。

森林計画区	区分	総伐採量(千m3)			更新総量(ha)		保育総量(ha)				林道の総量(km)		治山総量	
		主伐	間伐	臨時伐採	人工造林	天然更新	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理	開設	改良	保安林整備面積(ha)	保全施設(箇所)
遠賀川	現計画	54	223	9	96	-	108	28	55	-	9	7	305	23
	新計画	49	224	6	78	-	223	126	99	-	9	8	421	233
五島壱岐	現計画	4	65	1	9	-	78	1	-	-	6	2	51	7
	新計画	-	66	2	-	-	65	1	-	-	5	6	27	10
大分中部	現計画	65	196	11	139	1	507	17	36	-	6	4	650	56
	新計画	77	187	19	123	19	375	103	110	-	4	10	455	150
一ツ瀬川	現計画	292	337	32	526	2	1,645	175	254	-	26	6	152	106
	新計画	306	364	15	542	7	2,235	673	426	3	22	7	202	70
奄美大島	現計画	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	10
	新計画	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	7	-	6

注1：現計画は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間の総量である
新計画量は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の総量である

注2：治山総量は国有林野施業実施計画の数量である。

(1) 巡視に関する事項

- ◆ 地元住民や消防署、関係市町村等と連携を密にして、山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期する。
- ◆ 境界標の巡視等を確実にいき、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

- ◆ 松くい虫等の森林病虫害による被害に対し、早期発見及び早期駆除に努める。



地上散布（一ツ瀬川）



伐倒駆除（一ツ瀬川）

（3）特に保護を図るべき森林に関する事項

- ◆ 我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護林に設定し、適切に保護・保全を行う。
- ◆ 今回の策定計画区では、
 - ・ 森林生態系保護地域 2箇所（7,141ha）
 - ・ 生物群集保護林 2箇所（859ha）
 - ・ 希少個体群保護林 12箇所（1,776ha）を設定。



祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域（大分中部）



英彦山モミ等遺伝資源希少個体群保護林（遠賀川）



奄美群島森林生態系保護地域（奄美大島）



アマミノクロウサギ（奄美大島）

（4）その他必要な事項

- ◆ 深刻化しているニホンジカなど野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体等との協力による計画的な捕獲等を推進する。
- ◆ 尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。



シカ被害対策協定（一ツ瀬川）



シカ対策（くくりわな勉強会）（一ツ瀬川）



保護樹帯

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ◆ 地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、製材工場や合板工場等の木材需要者と協定を締結し、協定で定めた数量を安定的に供給する「システム販売」に取り組む。

(2) その他必要な事項

- ◆ 列状間伐や路網と高性能林業機械を組合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。



森林作業道（一ツ瀬川）



列状間伐（五島壱岐）



システム販売（一ツ瀬川）

4 国有林野の活用に関する事項

- ◆ 地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興・住民の福祉の向上等に資するよう、森林の公益的機能等との調整を図りつつ積極的に推進する。
- ◆ 今回の策定計画区では、4箇所が「レクリエーションの森」に設定。



北九州自然休養林（遠賀川）



尾鈴風致探勝林（一ツ瀬川）



- ◆ 国有林に隣接・介在する私有林野で、国有林の公益的機能の維持増進を図るため必要な場合には、林道等の路網を活用した施業等を一体的に行う「公益的機能維持増進協定制度」の活用を努める。

(1) 国民参加の森林に関する事項

- ◆ ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森林」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。



地元ボランティアによる植栽（遠賀川）



ふれあいの森木城町駅留地区協定

ふれあいの森（一ツ瀬川）



（2）分収林に関する事項

- ◆ 社会貢献活動としての森林づくりに参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

（3）その他必要な事項

- ◆ 協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、国有林野を多様な体験活動の場として提供し、森林環境教育の推進に務める。



遊々の森（奄美大島）



ふれあいの森（一ツ瀬川）

伐採総量等の変更

令和2年又は令和3年に発生した豪雨による林道被害等に伴う伐採箇所の変更のための伐採総量等の変更。

伐採総量

単位：m³

森林計画区	区分	主伐	間伐	臨時伐採
白川・菊池川	現計画	209,301	241,947	14,752
	変更計画	209,301	241,904	14,795
緑川	現計画	97,873	272,679	20,448
	変更計画	97,873	272,871	20,256
球磨川	現計画	352,170	743,349	54,781
	変更計画	352,932	741,094	56,274
五ヶ瀬川	現計画	61,023	311,979	17,998
	変更計画	64,626	307,911	18,463
北薩	現計画	778,681	584,700	32,619
	変更計画	780,947	595,413	19,640
南薩	現計画	172,884	169,552	18,164
	変更計画	178,021	163,298	19,281

「伐採量の変更に伴い、保育総量、更新総量も変更しています。」

林道の改良の変更

林道の開設及び改良の総量

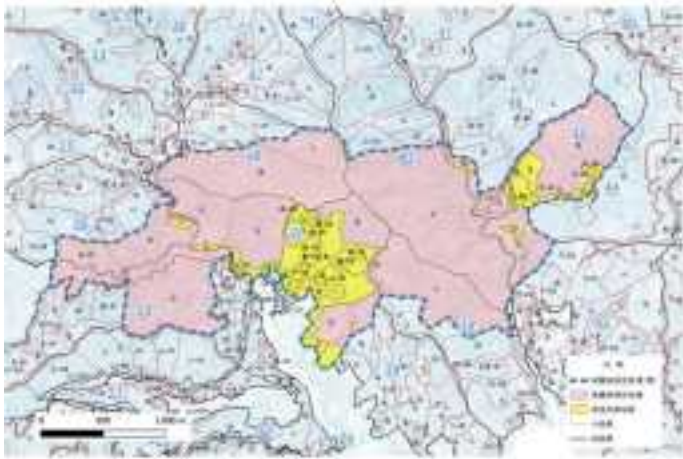
効果的な森林整備のための林道の改良路線数・延長を増やす。

森林計画区	区分	開設		改良	
		路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
南薩	現計画	15	15,900	14	9,400
	変更計画	15	15,900	15	9,600

保護林の新設・設定の見直しに伴う変更

保護林の新規設定及び地帯区分の設定に伴い区域を見直したため変更する。

広渡川森林計画区(新設)



「新村照葉樹生物群集保護林」

※新村照葉樹生物群集保護林の新設。

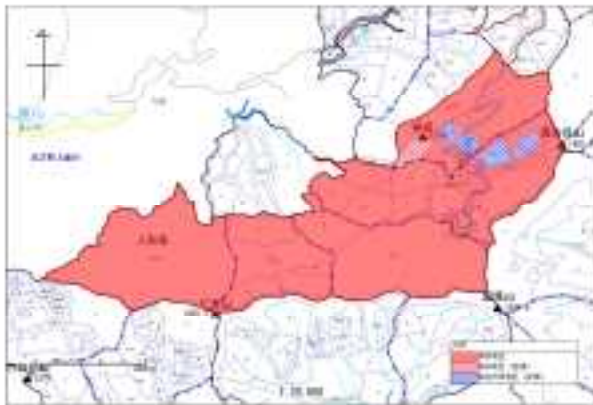
広渡川森林計画区(地帯区分設定)



「猪八重照葉樹生物群集保護林」

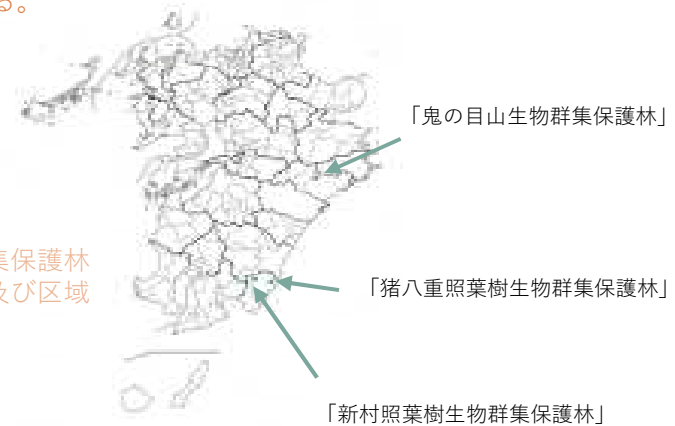
※猪八重照葉樹生物群集保護林の地帯区分の設定に伴い区域を変更する。

五ヶ瀬川森林計画区 (拡張及び地帯区分設定)



「鬼の目山生物群集保護林」

※鬼の目山生物群集保護林の地帯区分の設定及び区域の拡大。



「鬼の目山生物群集保護林」

「猪八重照葉樹生物群集保護林」

「新村照葉樹生物群集保護林」

樹木採取区の指定

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号) 第8条の6第1項の規定に基づき指定（令和3年9月30日付け）

球磨川森林計画区

樹木採取区の名称、所在地及び面積

名称	所在地(林小班)	面積(ha)
九州1球磨川樹木採取区	8～林小班外45林小班	190.03

治山事業の変更

球磨川森林計画区

区分	工種	計画面量 (箇所数又は面積)
保全施設	溪間工	1箇所

地域流域別調査書の精査により保全施設の設置が必要

広渡川森林計画区

区分	工種	計画面量 (箇所数又は面積)
保安林の整備	植栽工	1箇所

飛砂・潮害による植生衰退により整備が必要

管理経営の指針の変更

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画を踏まえた本庁通知の改正に伴い、変更を行うもの。

主な改正点（伐採・搬出、伐期齢等）

①伐採・搬出指針に関する記述の追加（P1）

- 伐採・搬出に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全を図るとともに、森林の更新を妨げないよう、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（本庁通知）に基づき、伐採区域の分割や崩壊危険箇所での集材路作設の回避など、林況等を勘案し適切に行う。

②水源涵養機能維持増進森林に関する記述の追加と伐期齢の変更（P1, 2, 21）

- 水源涵養機能維持増進森林については伐期の間隔の拡大を図ることを基本とする。
- 伐期の間隔の拡大とは、標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢以上をいう。

樹種	普通伐期施業群の伐期齢		標準伐期齢
	現行	変更後	
スギ	40年	50年	40年
ヒノキ	45年	55年	45年

